

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年5月15日(2008.5.15)

【公表番号】特表2007-530193(P2007-530193A)

【公表日】平成19年11月1日(2007.11.1)

【年通号数】公開・登録公報2007-042

【出願番号】特願2007-505479(P2007-505479)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/44 (2006.01)

A 6 1 B 17/58 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/44

A 6 1 B 17/58 3 1 0

【手続補正書】

【提出日】平成20年3月27日(2008.3.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

2つの近接する椎体(1、2)の一方に接続される2つのカバープレート(3、4)と、上記カバープレート(3、4)から分離しており、当該カバープレート(3、4)の少なくとも1つを固定するものであって上記椎体(1、2)の腹側表面に締め付け固定される固定プレート(12)と、上記カバープレートの一つと関節を形成するプロテーゼコア部(5)と、を備える頸椎プロテーゼにおいて、

上記カバープレート(3、4)に、背側方向に向けられた歯止め用表面(11)が設けられ、

上記歯止め用表面(11)は、近接する椎体(1、2)に対向して配置され、上記カバープレートの少なくとも1つの腹側端部に突出して形成されたフランジの後面により形成されることを特徴とする頸椎プロテーゼ。

【請求項2】

上記固定プレートが、生体分解可能であることを特徴とする請求項1に記載の頸椎プロテーゼ。

【請求項3】

上記固定プレートが円形状の円板であることを特徴とする請求項1に記載の頸椎プロテーゼ。

【請求項4】

上記固定プレートが円形状の円板であることを特徴とする請求項2に記載の頸椎プロテーゼ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

図3に示すような工具を使用することにより、さらに強固な位置決めを達成することが

できる。ドリルを案内するための骨ホール21を備えるドリルゲージ20が、2つのアーム22、23を具備する鉗子工具に配置され、2つのアーム22、23は、不図示の手段により、矢印1_8の方向に互いに向かって移動することができ、おおまかなポジションに固定することができる。互いに対向するフランクにおいて、アーム22、23は、突出部24、25を備え、突出部24、25は、プロテーゼの対応する凹部26、27に適合する形状を有している。図示した具体例においては、これらの突出部は、孔26に対応するピン24、及び、スリット27に対応するブレード25である。図1に示すように、プロテーゼ3、4、5が椎間腔に挿入された後、上記工具が、構成部材24～27の補助を受けて、プロテーゼに取り付けられ、そしてそこで調整される。現在、ドリルゲージ20の孔21は、固定プレートの締め付け用スクリュー13のための孔が設けられることが意図されたポジションにおける軸と同じ軸上に配置されている。